

第15回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年2月9日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時50分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	ただいまから第15回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第15回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第15回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1番議席多湖文貴委員と、2番議席伊藤幸子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第29号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第30号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第29号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は20件、22筆、面積36,535m²であることを報告します。</p> <p>日程第3 報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があつたので報告する。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会长専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、17筆、3,935m²です。</p> <p><7番案件>の申請地は、員弁町畠新田地内の畠です。目的は共同住宅用地です。</p> <p>受理した届出書については、受理通知書を発行しましたので、報告します。</p> <p>報告第29号については、合意解約による通知を受けたものです。また、報告第30号については、員弁町の市街化区域の転用届出です。</p>
議長	

		<p>報告事項について質問等がありましたらお願ひします。 質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	議長	<p>続きまして、議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第4 議案第78号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、すべて中間管理事業分です。7件、8筆、総面積16,373.00m²となっています。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回はすべて、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p>

	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当議案のみ [REDACTED] を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	<p>議長 続きまして、議案第79号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第79号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件、32筆、面積4,697.97m²です。</p> <p><66番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町高柳の [REDACTED] が大安町高柳の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、195m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><67番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である四日市市高見台の [REDACTED] が菰野町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、322m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><68番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町丹生川久下の [REDACTED] が大安町丹生川久下の [REDACTED]・[REDACTED] がそれぞれ所有する議案書に記載の4筆、742m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><69番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の [REDACTED] が北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の11筆、661.95m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><70番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の畠です。</p>

	<p>譲受人である桑名市の [REDACTED] が員弁町東一色の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、89 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><71 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畠です。</p> <p>譲受人である菰野町の [REDACTED] が桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 14 筆、2,688.02 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 79 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第 6)	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第 80 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 6 議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 6 年 2 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1 件、1 筆で 905 m²です。</p> <p><4 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。</p> <p>転用計画としては、申請人である北勢町麻生田の [REDACTED] が、議案書に記載の 1 筆、905 m²を、共同住宅へ転用したい旨の計画で</p>

	<p>す。</p> <p>土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の道路側溝へ放流予定です。</p> <p>以上 4 条転用許可申請 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、2月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 80 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第 80 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第 7) (日程第 8)	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 81 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 82 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 7 議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p>

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、4件、6筆で2,807m²です。

<55番案件>は、北勢町新町地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である東京都渋谷区に住所を有する[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、853m²を太陽光発電用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。

<56番案件>は、員弁町畠新田地内の畠です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である桑名市の[REDACTED]が、員弁町畠新田の[REDACTED]が所有する議案記載の1筆249m²を、個人住宅用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は50cm程度の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は宅地内に浸透枠を設置し処理します。

<57番案件>は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、申請人である愛知県長久手市の[REDACTED]が、北勢町麻生田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,207m²を、共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の東側道路側溝へ放流予定です。

<58番案件>は、員弁町東一色地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、申請人である桑名市の[REDACTED]が、員弁町東一色の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、498m²を、美容院兼自己用個人住宅へ転用したい旨の計画です。

土地造成は70cm程度の切土と整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

	<p>取水は上水道を利用し、汚水排水は合併浄化槽を経由して雨水排水と合流し既設の排水路へ放出します。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第82号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で402m²です。</p> <p><18番案件>は、員弁町北金井地内の田です。農地区分は、1種農地です。</p> <p>転用計画としては借受人である員弁町北金井の[REDACTED]が、員弁町北金井の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、402m²を、個人住宅用地として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は若干の切り盛りを行い整地し、周囲にCBを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は、西側既設側溝に放流します。</p> <p>以上5条所有権移転4件、使用貸借1件の計5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、2月2日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第81号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」4件、議案第82号「同法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第81号「農地法第5条の規定によ</p>

	<p>る農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	<p>続いて、議案第82号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第83号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第9 議案第83号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和6年2月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、4筆、917.68 m²です。</p> <p><49番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の [REDACTED] で、昭和48年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><50番案件>の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願出者は大安町南金井の [REDACTED] で、昭和50年頃から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><51番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願出者は員弁町北金井の [REDACTED] で、昭和63年から宅地に転用し、現在に至っております。</p>

		<p><52番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は員弁町北金井の [REDACTED] で、昭和42年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
		<p>特に無いようですので、議案第83号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>以前、送付させていただきましたが、昨年もありました農業会議主催の研修会が3月1日午前10時から桑名市で開催されます。</p> <p>また出欠報告を事務局に2月20日までにご提出をお願いいたします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>次回は、2月29日午前9時から現地調査、7番議席伊藤貴美委員と10番岡田康平委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、3月8日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。</p>

	それでは、これをもちまして第15回いなべ市農業委員会を終了します。
【午前9時50分閉会】	ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者